

川内博史衆議院国土交通委員長に聴く (建築設備士の法的位置付けについて)

日時 平成22年5月17日(月) 15時～16時
場所 明治記念館「ききょうの間」

出席

川内博史・衆議院国土交通委員長
社団法人日本設備設計事務所協会
尾島 勲 (会長／東京都)
西田能行 (副会長／鹿児島県)
服部幸二 (専務理事／埼玉県)
森 康 (広報副委員長／東京都)
岩満国弘 (宮崎県協会長)

(挨拶)

尾島会長 本日は、重要な政策決定の国会の会期中でもあり、また国土交通委員長というお立場で大変忙しい中、私たちのために、わざわざ、お時間を割いて頂きましたことに、感謝申し上げます。

川内衆議院国土交通委員長には、これまでも建築設備士に関し、国会での質問や改正建築士法の附帯決議への明記など、適時・適切にご尽力を頂いておりますこと、また先日は、3月8日から始まりました「建築基準法の見直しに関する検討会」の(以下、検討会と略。)委員就任に際し、ご尽力頂きましたことに心から感謝申し上げます。

本会はこれまで、国土交通省が主催する委員会や検討会など、正式な議論の場に委員として出席したことがなく、委員に就任できたことだけでも快挙であると感じております。検討会の委員として与えられた機会を活かし、「建築設備士の法的位置付け」が国民の利益のため、また日本の建築設計技術発展のためにも必要であることを、しっかり訴えて参りたいと思っております。そういった意味で、本日は、建築士と建築設備士の関係にも精通されておられる川内委員長に、検討会における、本会や他の委員の方々の意見も参考に、建築設備設計業界の夢と希望を持てるように、更なるご指導を賜りたく、忌憚のないご意見をお聞き致したいと思っております。よろしく申し上げます。

川内国土交通委員長 本日は、(社)日本設備設計事務所協会・尾島会長とこのような形で建築設備士の将来に関して対談をさせて頂けるということで、先ずは感謝申し上げます。建築の世界の中において、設備が今後、政策のグリーン化あるいはエコ化に伴って、その重要性をさらに増していくというのは論を待たないところであると考えております。



当初、建築基準法や建築士法が制定された頃、意匠、構造、設備という建築の3分野の中において、主に想定されていたのは意匠と構造であり、設備というものが法律の解釈のなかに入っていたのか、入っていなかったのかということが現状においても非常に曖昧な部分であろうと思います。もちろん法律を所管する立場である国土交通省としては入っていたと云われるわけですが、これだけ設備の重要性が高まっている今だからこそ、設備については法的な位置付けを明確にさせて、そのことで、建築設備士の皆様方の仕事の役割というものも同時に明確になるわけですが、そのことによって消費者あるいは発注者に対して責任を持てる、あるいは安心、安全というところを、しっかりと担保できる法体系というものを作り上げていくときが今こそ来ているのではないかと考えておまして、このような時期にこのような対談を企画して頂いたことに対しては誠に時宜を得たものであるということで改めて感謝をし、本日は私の方も様々にご意見を聞かせていただき、そしてまた政策に反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(過去に学ぶ)

尾島会長 15年前に発行された本会の30周年誌に、「建築設備の資格法制化への歩み」が整理されていましてので、少し紹介させていただきます。

【昭和40年に、設備4団体が「建築設備士法」(仮称)の単独立法の制定を陳情しております。】

【昭和46年、当時建設省は、建築設備に関しての業務基準を作成するため、事務局を日本建築士会連合会内に置き、建築関係15団体を構成する「建築業務基準委員会」を発足させました。】

【昭和47年には、建設省建築指導課から「建築設備業務基準」が発表され、そこには「建築物が大型化、近代化されるに従い建築設備もますます高度化、専門化」することを指摘。建築物全体の責任を全うするためには、「技術者自らが、複合あるいは分離責任を遂行する」ことが必要だと強調しています。】

【昭和49年、建築業務基準委員会は当時の建設大臣に「建築設備関係技術者の法的資格措置に関する意見書」を提出しています。その内容は「早急に建築設備技術者の法的な資格を設定するべきである点において、当委員会は意見の一致を見たので、これに関して速やかに法的な措置をされることを要望するものである」と、設備設計技術者を法的に位置づけることは、建築士関係15団体の一致し

た意見であることが書かれています。また1級、2級の建築設備士を創設し、建築設備士を建築士として定義した建築士法の改正案も、同時に発表しています。】

【昭和51年に「建築士実態調査」が行われ、建築士で建築設備の設計・工事監理に従事している者は、僅か0.7%しかいないことが判り、建築士法が実態と乖離していることが明確にされました。】

【昭和55年、「建築業務基準委員会」の席上、当時の建設省建築指導課長が、「建築設備士法案という形で国会に提出することは、立法技術上の問題として、ありえない」と述べ、「建築業務基準委員会」の議論は振り出しに戻ることになりました。】

その後も建築設備関係技術者の法的資格措置への運動は続き、

【昭和58年、建築審議会が「設備技術者の資格を創設すべし」との答申を建設大臣に提出し、設備技術者の資格法制化は実現するかに見えました。ところがその後、当時の大蔵省と内閣法制局から、「新たな資格法制化は、行政の簡素化に反するし、試験業務、委託業務に係る予算措置は、今日の財政からは困難である。」また、「士法体系のなかで、複数の資格者が混在することは認めがたい。」との反対が出て、建築設備技術者に業務権限を付与する法制化は、再び、振り出しに戻されることになりました。】

【昭和60年、建築士の業務の表示行為義務の中に、「建築士が意見を聴くことができる」という業務権限のない建築設備士が誕生するわけです。】

建築設備士が誕生した後も、業務権限の付与を求めて、川内委員長にもご協力頂きました。平成9年に「請願書」を提出するなど、建築設備士の誕生まで20年、誕生から25年、長い間建築設備士の業務権限の付与を訴え続けています。

このように、過去においても、「法的措置が必要だ」という調査結果や建築士関係団体等の合意と共通認識もあり、また建築審議会の答申など、「建築設備士を法的に位置付ける」のに必要な状況証拠みたいなものは、現在と変わらず十分に揃っていたように思えるのですが、未だに実現されていないわけです。

平成23年度の通常国会で基準法等の再改正と共に、「建築設備士の法的位置づけ」が国土交通委員会で審議されるためには「何が原因で、こうなっているのか」、「私たちの知らないところで、何が起きているのか」、「建築設備士を法的に位置づけるのに何が、不足しているのか」これまでの歴史や法制局等の反対の理由などから、読み解くことができますでしょうか、お伺いしたいと思います。

川内国土交通委員長 まず、建築設備士を法的に位置付けることに関しては、長い長い運動の歴史があり、そして建築関係の他団体の皆様もその必要性については従来よりずっとご賛同頂いてきたというにも関わらず、なかなかそれが実現しなかった。それは偏に私が冒頭にも申し上げたとおり、一級建築士の業務独占という、建築に関しては一級建築士が全ての仕事をオールマイティーにできるという法律の枠組みがそもそもあるということですが、実態としては建築士の方々のなかで設備のことがわかっている人も少ないこと、また、実際に仕事をしている人も殆どいないという実態があるということは皆よく知っているわけで、その実態に合わせて法律をどう変えていくのかということ議論していかなければならないというふうに思うのです。

そういう意味で今回の検討会に、設備関係の皆様にも基準法の抜本的な改正に向けてどうしても参加をして頂く必要があるということをご主張してきたわけで、過去様々な経緯はあると思いますが、過去の審議会なり検討会の中で設備関係の皆さん方の主張が委員会メンバーとしてストレートに反映されることはありませんでした。

しかし、今回の検討会では設備の仕事に携わっている皆さんの意見がストレートに反映されるわけですから、消費者の安心、安全の確保、これからの省エネ化あるいはエコ化というものに向けて建築をどんどん進化させていくためにも建築設備士の重要性、あるいは法的な位置付けの必要性というものを検討会のなかでしっかりと主張頂いて、検討会の結論にそれを導いて頂けるように御健闘をお祈り申し上げたいと思いますし、そうすることで新しい歴史が切り開かれるのではないかと考えております。

(「建築基準法の見直しに関する検討会」で)

尾島会長 4月1日の第2回の検討会を皮切りに、委員25名のうち22名の委員の方の、4つの論点に沿って意見発表が行なわれたところです。

建築設計者の専門資格制度に係ることは、「その他」の論点であるわけですが、本会からは「建築設備士を、自らの責任で設備の設計・工事監理ができる資格にすること」、「建築設備士による事務所登録ができるようにすること」の2点について、そうすることが「建築設備技術の継承及び発展により建築設備の品質を確保し、最終的には国民の利益につながること」、「環境政策上の担い手を法的に位置づけることは、地球温暖化の防止に寄与する早道であること」、「国際化に対応する政策において、建築設備分野の法的に位置づけられ

た資格者が求められていること」などを意見させていただきました。

他の委員の方からも、同様の「建築設備の設計者資格制度について、再検討をするべきである」、「現行の建築設備士に、業務権限を付与し活用するべきである」などの意見がありました。そういった意見は、発表された委員22名中9名おられました。建築士会連合会を始め、建築士事務所協会連合会や建築家協会、建設業協会、弁護士、大阪府の行政担当課長など実務に関わり、建築設計の実態と士法との矛盾をよく理解されている方々です。

今後、検討会では8月頃を目途に、4つの論点の取りまとめの作業をしていくようです。本会としては、「建築設備士の法的な位置付けは、国民の利益のためにも、日本の建築設備設計技術の発展のためにも、必要且つ重要な課題であり、早期に実施すべきである」という答申になるように努力して参りたいと考えています。

本日の対談も、本会の会誌である「設備設計」に特集して、全国の建築設計関係者や「設備設計」をご愛読いただいている地方自治体の建築関係者等の賛同を得るために、また世論を巻き起こすために利用させて頂きたいと考えていますが、いかがでしょうか。

川内国土交通委員長 まず、今回の検討会のなかで日本設備設計事務所協会として、「建築設備士を自らの責任で設備の設計・工事監理が出来る資格にすべきである」、さらには「建築設備士による事務所登録が出来るようにすべきである」という、この二つを主張されました。さらには他の委員の方々からも同様の意見が22名中、9名おられたということで、これは建築設備士を法的にしっかりと位置付けることがこれからの建築法制のなかでどうしてもやらなければならないことであるというのがコンセンサスであろうと思います。

建物の最低限の基準を定めるものが建築基準法であり、これだけは最低限基準を満たしてくださいという技術基準を確保するために建築士法という資格制度がそれを担保しているわけですが、では、その建築士法が本当に建築基準法上の最低限の基準を建築士の皆様方によって担保されているのかということ、設備については実際に仕事をしている人たちは別の建築設備士という人たちである、ということは業界の人たちは皆知っていても、消費者は意匠も構造も設備もみんな一級建築士がやると思っている。

ところが実際には設備については建築設備士という人たちが図面を引いているという実態がある。その実態について、やはりしっかりと消費者の皆さんに本当はこういう人たちが責任を持っているということを法

的に位置付けていくことが消費者の利益、延いては国民経済の発展に繋がって行くということは論を待たないわけで、そういう業界の皆さんも委員の皆さんもそうだと思っているから賛同意見を9名もの方々が出して頂いているわけで、いやそれは違うと、そんなことされたら建築の世界が混乱するのではないかという意見は一切出てないわけですから、その通りだ、あるいは権限を付与し活用すべきなんだという意見が9名もの方々から出ているというのは、専門家の意見としても既にオーソライズされている。

それは消費者の利益に繋がるということで、「その他の論点」であるということですけど、その他の論点であろうとなかろうと、これは来年の建築基準法の抜本改正、それに併せて行われるであろう建築士法の改正にあたっての最重要の論点であると思いますので、検討会での8月のとりまとめに向けて、少し専門的なことを申し上げれば、検討会では中間整理というのが行われると思いますが、その中間整理の中に先ず書かれるということが大事ですので、中間整理の段階から「その他の論点」として建築設備士の法的位置付けについて業務権限をしっかりと付与し活用すべきであるという意見が出ているということ、中間整理にしっかりと書いてもらうことが必要と思っているところであり、そこからまた8月に向けてさらに議論を深めていって、では具体的にどうするのかというところに発展していくのではないかと考えております。

また、一級建築士の先生方もこれから設備が高度化、複雑化していくなかで、自分が実際に図面を引いていないということで、実際には責任をもてないわけですね。建築設備士の皆さんに図面を書いてもらっているということでは、本当に施主に対してきちんと責任をもてないということが続いていくわけですから、そういう意味では自分たちの責任は意匠と構造である、設備については建築設備士の皆さんに書いて頂いていると、だから名前もハンコも押して頂けるということで、きちんとみんなにわかりやすく説明できる体制作りはとても重要なことであると思います。その方が一級建築士の先生方としても望む体制になるのではないかと思います。

(建築設備士問題議員連盟の結成)

尾島会長 検討会が答申をまとめる作業と同時に、建築関係団体からの要望書又は請願書等の準備もしていかなくてはならないと思っています。

また一方で、全国の各地区協会において「建築設備士問題を何とかしなければならぬ」と、理解を示されておられる国会議員の先生方にも、後押しをお願い

することになると思うのですが、その受け皿として、仮にですが「建築設備士問題議員連盟」なるものを民主党所属議員で作って頂くことについて、川内先生にお願いしたいと考えていますが、いかがなものでしょうか。

川内国土交通委員長 建築設備士問題議員連盟については、民主党所属議員のなかでしっかりと問題意識を共有する先生方と共に議員連盟を結成しお手伝いさせて頂こうと考えているところです。旧建設省技官の出身で、今般、民主党の全国比例の参議院選挙に立候補を予定しております前田武志先生（参議院・現職）や私を中心として、建築設備士あるいは設備問題というものを解決しようということで議員連盟を結成し、問題解決にあたってまいりたいと考えているところです。また、議員連盟の結成総会等には尾島会長にもご出席頂いて、現在の問題点についてご説明を頂ければさらに理解が深まると思いますので、こちらの方こそよろしくお願い致します。



(今後のスケジュール)

尾島会長 検討会の答申において「建築基準法等の再改正が必要」となれば、平成23年度通常国会に提出されると伺っています。検討会の答申によって、「建築設備士を法的に位置づける」ことが、実現するととなると、今後どのような手続きが行われていくのでしょうか。また、どういったスケジュールになるのか、お伺いしたいと思います。

川内国土交通委員長 まず、検討会で中間まとめが行われ、そして再度8月に向けて最終的なとりまとめが行われる予定です。そこで建築基準法・建築士法について法改正が必要であるということになれば、8月の最終的なとりまとめに基づいて秋から冬にかけて国土

交通省のなかで法律の改正案の条文化作業が行われます。そして来年の年明けに内閣として閣議決定をし、来年の通常国会に重要法案として提出をされるのではないかと考えます。

私の立場からすれば、設備の高度化、複雑化に伴って建築設備士が行う業務を法的に位置付けるということは何が何でもやらなければならないことですから、私は法改正は必要であると思いますので、来年の通常国会に改正案が出てくるというか、改正案を提出しなければならないというふうに考えております。そこで、国交省住宅局建築指導課なり、業界の皆さんが問題意識を共有し、来年の法改正に向けてさらに議論を深め、協力する体制をしっかりと作っていくということが必要だろうと思います。

諸外国をみても、意匠、構造、設備を一手に引き受けている法的な枠組みというものはないわけで、建築士という言葉も英語には訳せないわけであり、基本的にはアーキテクチャーとエンジニアが協力してひとつの建物を作っていくという、協力・共同の作業となっているわけです。

そこではアーキテクチャーはアーキテクチャーとし

ての仕事、エンジニアはエンジニアとして仕事をする、そういう世界標準に日本の建築基準法ならびに建築士法の体系も変えていかねばならないと思います。

ボーダーレスな世の中になって、海外の技術者とそれぞれの国内資格を相互の国で認証できるようにしましょうという取組みなども始まっているわけですが、おそらく日本の一級建築士は世界中どこへ行っても「そんな資格はない」と、この対談でそこまで申し上げていいのかわかりませんが、そう云われてしまうことにもなり兼ねませんので、そこはしっかりと、「それぞれ餅屋は餅屋の仕事をしましょうということ」は法改正でしかできないことですので、そういうスケジュールを組んでしっかりとやるべきだと思っています。

尾島会長 よくわかりました。我々としても非常に心強くなりました。来年の法改正に向けては一直線に進んでいきたいと思っております。今後ともご協力お願い致します。

(おわり)

